

## 鳥取県告示第140号

鳥取県統計調査条例（昭和25年鳥取県条例第7号）に基づく県統計調査の実施について、鳥取県統計調査条例施行規則（平成12年鳥取県規則第20号）第3条第1項及び第2項の規定に基づき、次のとおり告示する。

平成23年3月18日

鳥取県知事 平 井 伸 治

### 1 調査の名称

平成23年鳥取県山間集落实態調査

### 2 調査の目的

過疎化、高齢化の進展が著しい山間地域に居住する住民の日常生活の状況を把握し、これまでの中山間地域振興施策の成果を分析し、次期中山間地域振興施策の検討を行うための基礎資料とすることを目的とする。

### 3 調査対象の範囲

県内全域の山間集落のうち、谷地の最上流に位置する集落の世帯を対象とする。

### 4 報告を求める事項及びその基準となる期日

#### (1) 報告を求める事項

- ア 家族の状況
- イ 生活の範囲
- ウ 世帯の収入
- エ 住まいの環境及び暮らしの様子
- オ 暮らしの安心
- カ 家族の進学、就職及びUターンの状況
- キ 将来の見込み
- ク 山林及び農地の所有状況
- ケ 情報通信の状況

#### (2) その基準となる期日

平成23年5月1日（日）

### 5 報告を求める者

約2,800世帯（全世帯）

### 6 報告を求めるために用いる方法

市町村職員が調査票を配布し、鳥取県職員が調査票を回収する。

### 7 報告を求める期間

(1) 調査票の配布の開始 平成23年4月中旬

(2) 調査票の回収の終了 平成23年7月31日（日）

### 8 調査票情報の保存期間

5年間

### 9 結果の公表方法

この調査の結果については、平成23年鳥取県山間集落实態調査報告書を作成し、公表する。